

ID: 15

担当部署: 財政課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市行政財産使用料条例 第5条		
例規番号	平成7年条例第2号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第5条 市長(教育委員会の管理する行政財産に係るものについては教育委員会。以下同じ。)は、次の各号の一に該当する場合は、減額又は免除することができる。 (1) 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。 (2) 市の指導監督を受け、市の事務、事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐又は代行する事務、事業の用に供するため使用するとき。 (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として短期間その用に供するとき。 (4) 前各号のほか、使用する団体等の性格、使用の目的、使用の態様等により、市長が特に減額又は免除の必要があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	平成30年1月9日

ID: 16

担当部署: 財政課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	赤平市行政財産使用料条例 第7条ただし書		
例規番号	平成7年条例第2号		
【根拠条文】 (使用料の不還付) 第7条 既納の使用料は,還付しない。ただし,公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したときその他特別の理由があると認めるときは,市長は,その全部又は一部を還付することができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	平成30年1月9日

ID: 17

担当部署: 財政課

処分の概要	行政財産の目的外使用の許可		
例規名 根拠条項	赤平市公有財産規則 第20条第1項		
例規番号	平成12年規則第12号		
【根拠条文】 (行政財産の目的外使用許可) 第20条 行政財産は,地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条の4第4項の規定に基づき,その用途又は目的を妨げない限度において,次の各号に掲げる場合に限り,その使用を許可することができる。 (1) 直接又は間接に市の事務,事業の便宜となる時,又は施設の運営を増進することとなる時。 (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において,市の事務,事業に関連ある事項を処理するための用に供するとき。 (3) 電線を架設し,若しくは電柱を建設し,又は水道管,ガス管その他の工作物を設置する場合で,必要やむを得ないものであると認められるとき。 (4) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設としての用に短期間供するとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか,市長が特に必要と認めたとき。 2 行政財産の使用許可を受けようとする者は,行政財産使用許可申請書(様式第4号)を,当該行政財産の財産管理者を経由して市長に提出しなければならない。 3 行政財産の使用許可の時期は,1年を超えることができない。ただし,更新することを妨げない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	平成30年1月9日

ID: 11

担当部署: 財政課

処分の概要	手数料の免除		
例規名 根拠条項	赤平市手数料徴収条例 第6条		
例規番号	平成12年条例第2号		
【根拠条文】 (手数料の免除) 第6条 次の各号の一に該当するときは,手数料を免除することができる。 (1) 法令の規定により市長が取扱わなければならないとき。 (2) 官公署又は公務員がその職務上の請求によるとき。 (3) 公の救助を受ける者又は市長が手数料納付の資力がないと認める者の請求によるとき。 (4) その他市長が手数料の免除が必要と認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	平成 30 年 1 月 9 日